アイヌタイムズ 第43号 日本語版

★ 先住民族の権利宣言

[編・訳注:この記事では、日本語原文をアイヌ語に訳 しやすくするために言い換えている部分が多いので、ほ とんどの文をその言い換え部分と併記しています。]

先住民族は、世界中に約3億7000万人いる とされています。

2007年9月13日にニューヨークで国連総会があった時に、「先住民族の権利に関する国連宣言」(先住民族の出来ることがどのようなものであるか書かれた文書)を賛成多数で採択しました。

143の政府が賛成し、4つの政府が反対し、 11政府が棄権しました [11の政府は何も言いませんでした]。

カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドは、土地や資源など国内先住民族との間で問題を抱えているので、反対しました。 [この宣言に反対したのはカナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの政府です。現在、自国の土地や資源を先住民族に返してもいいかどうか論議しているため、そのように反対したのです。]

日本政府は賛成しましたが、民族自決権や 集団的権利や財産権などの権利の適用には難 色を示しているようです。 [日本政府は賛成しま したが、民族自決権や集団的権利や財産権などいろいろ な権利は、承諾に気が進まないとのことです。]

これは、個人を権利主体としている日本国憲法との関係上、憲法改正の問題に発展しかねないためだそうです。 [日本国憲法には、権利は一人ずつ存在するように書かれているので、その憲法を作り直せば初めて民族の権利も認められるでしょうが、日本政府はそれを拒んでいるのでしょう。]

ロシアやナイジェリアなどは、棄権しました。 [ロシアもナイジェリアも拒みました。]

宣言は、前文と46カ条からなり、植民地化など歴史的な不正義によって、先住民族の土

地や資源が奪われたことに憂慮を表明しました。 [その宣言の紙の上には、前文(最初に書かれたこと)、そして条文が46個書かれています。前文にはこう書かれています; 「悪い心を持つ人たちが先住民族をいじめて、その土地や資源を奪ってしまいました。そのことを私たちは気の毒に思います...]

先住民族の政治的自決権や土地・資源に対する権利、文化的伝統を実践・復興する権利、知的財産権など幅広い権利を掲げ、各国が「達成を目指す基準」として明記されています。 [先住民族は政治において自決権を持つべきであり、土地や資源を持つべきであり、その文化は荒らされずに何代にも渡って続くべきであり、知的財産権も持つべきであります。彼らがいろんな権利を持つように、国家たちは気遣いなさい」と書かれています。]

これは、法的拘束力はありませんが、影響力は大きいと言われています。 [その宣言は、拒んでも罰せられはしませんが、多くの人たちが敬うものになるでしょう。]

各国の裁判所が宣言の諸権利を尊重していけば、国際慣習法として通用することにもなります。 [いろんな国家の裁判所の人たちがこの宣言を読んで、その上に書いてある権利に気を配るならば、この宣言は国際慣習法として認められるものになるでしょう。]

起草から22年を経て、アイヌ民族ら世界の 先住民族は初の国際的な権利宣言を獲得しま した。 [最初に話し合ってから、現在まで22年の時 が流れて初めて、世界中にいる先住民族たちが国際的権 利宣言をすることができました。]

宣言をめぐっては当初、アフリカの51カ国が難色を示していましたが、宣言が「国家の政治的統一を脅かすものではない」との文言が盛り込まれたことで賛成に回ることになりました。 [最初に、アフリカの国51はその宣言を拒みましたが、その後『この宣言はそれによって国家の人たちをケンカさせて害を与えるべきものではありませ

ん』と書いたので、みんな安心して同意しました。]

人口3270万人のうち130万人の先住民族を抱えるカナダ政府は、米国、オーストラリア、ニュージーランドとともに国内法との整合性が取れないなどの理由で反対しています。 [カナダには3270万ほど人たちがいますが、その中で130万ほど先住民族の人たちがいます。カナダは、米国やオーストラリアやニュージーランドとともに、自国の法律(国内法)が足りない[思慮に欠ける]ので拒んでいます。]

これらの国々は、国内の先住民族について、一定の政策を行っており、宣言の採択によって、土地・資源の一層の賠償、補償などの要求を恐れています。 [これらの国家の人たちは、そこに属する先住民族の状況によって、もう政策を行っています。その宣言に同意すれば、ひょっとしてまたもっと土地や資源の支払いをするのだろうかと考えて恐れています。]

日本の町村外務大臣の説明によると、日本は、集団的権利や自決権、財産権について、日本の解釈を説明した上で賛成したそうです。 [日本の町村外務大臣はこのように言いました。『日本政府は、集団的権利や自決権や財産権の考え方を言ってから、その宣言に同意した』と言いました。]

日本は、「民族自決権は国家からの分離・独立を意味しない」ことや「集団的権利は一般的に認められていない」ことや「財産権は国内法で合理的な制約が課せられている」ことなどを強調して賛成しています。 [しかし日本政府はこう強く言いました。民族自決権という言葉の意味は、ある民族がその国家から出て行ってしまうための権利ではない。集団的権利は、日本では拒まれるものである。財産権に関しては、国内法によって場合によりいろんな禁止令がある。]

また、日本政府はアイヌ民族を先住民族であると結論を出していないという立場のようです。 [その上、日本政府はまだアイヌの人たちを先住民族であると同意してもいないのです。]

その理由として、一つ目には、先住民族の定義というものが、国際的に議論がまとまっていないということであり、二つ目には、関係する省庁も多数に上り、意見がまとまっていない状況であるということだそうです。 [どうしてでしょうか? まず、先住民族という言葉の意味は、国家たちの間でも違って考えられているのです。そして、省庁もたくさんあるのですぐに決定できない話だと言います。]

各省庁は、国内法制との関係を精査するなど予備的な作業に努め、政治的な判断を待っている状況のようです。 [いろいろな省庁が現在の法律を見ながらそれについて考えて、政府の言うことを待っているといいます。]

国には権利問題を扱う窓口機関もないのが現状のため、道ウタリ協会は、9月18日に、この国連宣言の採択を受けて、道議会に陳情書、知事に要望書を提出し、国に対し、アイヌ民族を「先住民族」と認め、審議機関で総合的な民族政策を策定するよう働きかけることを求めています。 [政府にはその権利の話を相談する場所がありません。道ウタリ協会は、9月18日に国連宣言採択の話を聞いて、道議会に陳情書を出しもしたし、知事に要望書を出しもして、そして政府に対して、アイヌの人たちが先住民族であることに同意して、審議機関を作ってそこでよい政策をするように相談しました。]

陳情書は、(1)明治政府はアイヌ民族を先住 民族と扱っていた(2)格差を是正する法律がな い(3)内閣官房長官の私的懇談会「ウタリ対策 のあり方に関する有識者懇談会」の報告書(1 996年) は国連の動向を見守ると述べてお り、その国連が権利宣言を採択した、などと して、国に意見書を出すよう訴えています。 [陳情書にはこう書かれています。「(1)明治政府は アイヌの人たちを先住民族であると考えていました。 (2) ひどくされた人たちをそれでよくするための法律 がありません。(3)内閣官房長官の私的懇談会「ウタ リ対策のあり方に関する有識者懇談会」が1996年に報 告書を書き、その紙面には「国連がどのように話すのか 聞くべきだ」と書かれています。そして、今こうして国 連で権利宣言が認められたのだから、道議会は政府に意 見書を出させるべきです」と書かれています。]

ウタリ協会は1984年、先住民族としての参政権、自立化基金、審議機関の設置などからなる「アイヌ民族に関する法律案」を総会決議しています。1997年制定のアイヌ文化振興法には、そのうち文化施策だけが盛り込まれています。[ウタリ協会は1984年「アイヌ民族に関する法律案」を作りました。その紙の上には、先住民族の持つ参政権や自立化基金や審議機関を作るべきであると書かれています。1997年に作られた『アイヌ文化振興法』の紙面には、その法律案の中にある文化施策(アイヌ文化を広げるための法)だけが書かれました。]

北海道の高橋知事は、9月20日に、この国連宣言を受け、アイヌ民族の権利にかかわる審議機関を設置するよう国に要請することを、初めて正式に表明しました。 [9月20日に、北海道の高橋知事は、この国連宣言を聞いて、「アイヌ民族の権利を人が熟考するために審議機関を作るように(私は)政府に相談するつもりだ」と言いました。]

道議会も知事と共同歩調をとり、今後、審議機関の設置要請を含む国への意見書提出を検討するとみられています。 [道議会も知事のこのような話に同意して、これから審議機関を作るように政府に相談するだろうと思われます。]

[横山 裕之] 沙流・千歳